



長野県報

12月15日(火)
平成21年
(2009年)
号外

目次

告示

特定疾患治療研究事業実施要綱の一部改正(健康づくり支援課) 1



健康づくり支援課

長野県告示第573号

特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和57年長野県告示第275号)の一部を次のように改正し、平成21年10月1日以降の医療給付から適用します。

平成21年12月15日

長野県知事 村井 仁

第3第4項第1号中「負担すべき額」の次に「及び別に定める額」を、「相当する額」の次に「の合計額から別に定める額を控除した額」を加え、同項第2号中「額」の次に「及び別に定める額」を加える。

第4第2項中「及び重症急性膵炎」を「、重症急性膵炎及び重症多形滲出性紅斑(急性期)」に改める。

第7及び第14第1項中「及び重症急性膵炎」を「、重症急性膵炎及び重症多形滲出性紅斑(急性期)」に改める。

別表第1中「線状体黒質変性症、オリブ橋小脳変性症」を「線状体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症」に、「| 原発性肺高血圧症 |」を「| 肺動脈性肺高血圧症 |」に、「| 特発性慢性肺血栓栓塞症(肺高血圧型) |」を「慢性血栓栓塞性肺高血圧症 |」に、

「 | 45 | 副腎白質ジストロフィー | 」を

- 「 | 45 | 副腎白質ジストロフィー
- 46 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
- 47 脊髄性筋萎縮症
- 48 球脊髄性筋萎縮症
- 49 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- 50 肥大型心筋症
- 51 拘束型心筋症
- 52 ミトコンドリア病
- 53 リンパ脈管筋腫症(LAM)
- 54 重症多形滲出性紅斑(急性期)
- 55 黄色靱帯骨化症
- 56 間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症及び下垂体機能低下症)

に改める。